

|         |         |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 貴 納 順 二 |
| 同       | 松 井 淑 子 |
| 同       | 木 下 誠   |
| 同       | 荒 木 幹 男 |

### 住民監査請求について（通知）

平成 29 年 8 月 29 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

#### 記

## 第 1 請求の受付

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

#### （1）請求の要旨

大阪市・生野区Aまちづくり協議会に交付された平成 28 年度補助金 1,458,600 円のうち、Aまちづくり協議会が報告した防犯灯維持管理費・電気代 483,800 円、その内B町会、C町会分 84,546 円は、まちづくり協議会D理事長が町会が集金し支払った領収書を利用した虚偽報告であり違法である。

監査委員におかれては、厳正なる監査のうえ、市長に対しAまちづくり協議会の不当利得の返還請求など必要な措置を講じるよう勧告を求め、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書を添付して請求する。

#### （2）請求の理由

生野区Aまちづくり協議会は、A連合傘下のE町会からF町会までの各町会が支払った防犯灯電気代の領収書を提出させ、まちづくり協議会の防犯灯維持管理費としてほぼ全額

を市補助金から受け取っている。まちづくり協議会が受けた補助金は、各町会に配布されていない。

協議会の維持管理費の使途は不明である。市・区の交付した防犯灯維持管理費補助金は、各町会に支払われるべきであり、長年にわたり住民に不要の負担を強いてきた。同時に市の補助金が有効に遣われず、実質上市に損害を生じさせている。

生野区が特徴的な多額の防犯灯維持管理費を住民が負担するシステム自体も見直す必要がある。

## 2 請求の受理

本件請求は、平成28年度に生野区がAまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費・電気代84,546円（B町会及びC町会分）については、各町会に配布されておらず、本市に報告されたとおりの補助金充当がなされていないにもかかわらず、本市職員等が補助金の返還を求める等何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるものとしてなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成28年度に生野区がA協議会に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費・電気代84,546円（B町会及びC町会分）に相当する補助金について、本市職員に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年9月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、平成25年度から平成27年度における防犯灯維持管理費・電気代に係るA協議会の補助金決算書や領収書等の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・生野区では、10数年、区をあげて補助金が地域の電灯代に使われていた。
- ・地域活動協議会でないときから24区の情報公開請求を行っているが、生野区だけいつもたくさん領収書などがあり、電気代ばかりでおかしいとずっと言い続けてきた。
- ・平成28年度が今回の監査請求の対象になるが、平成25年、26年、27年の資料が手元にあったので、今日提出した。
- ・公金の問題などが起きてから、町会費は町民に回覧板などで知らせるといことが他区では徹底されているが、生野区は見えていないという人が多かった。

- ・今回、今まで手に入らなかった町会の収支報告について、監査請求対象の2町会分が手に入り、支出だけに電灯代が記載され、収入に補助金の記載がないので、おかしいということで監査請求に至った。
- ・公金が連合に入った後、町会にわたっているかについても調べてほしいということは、何度も生野区に言っている。町会と区を交えて区長とも話してきたが、適正に処理されているという回答ばかりで、そのお金が各町会に入っているかを確認してもらえなかった。
- ・24区いろいろ特徴はあるが、生野区は、お金に関して町民に知らせていないというのが昔からある。連長会議などの内容が地域に知らされておらず、生野区の相談はそういうものが多かった。
- ・電灯代は、他区では一部の地域を除き町会費で支払われているが、生野区では全部公金で払っている。区をあげて行われており、見直しをしてもらいたい。
- ・町会の電灯代は、コの字型や行き止まりになっているようなところに設置されたものについて支払われているようで、現在はかなり少なくなっている。
- ・まちづくり協議会のシステムが発足したのは平成25年、それから26、27、28年の間で各年1,458,600円、計500万円近い交付金が市からA連合に支払われ、その半分の250万円近くのお金が防犯灯代金として消えている。
- ・長年、町会の会計をしていた関係で、過去に連長に前年度の領収書を出せと言われたことを思い出した。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・防犯灯が補助対象であるという説明を町会は受けておらず、町会が保有する領収書をA協議会に渡すことについては、過去から慣例で町民も何の疑念も抱いていない。

### 3 監査対象区の陳述（5頁に詳述）

生野区を監査対象区とし、平成29年9月22日に生野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

### 4 監査対象区に対する調査（7頁及び10頁に詳述）

平成29年9月19日及び同年10月10日に、行政委員会事務局職員が生野区役所に赴き、関係書類の調査及び生野区職員から聴き取りを行った。

### 5 関係人調査（9頁に詳述）

平成29年10月10日に、生野区役所において行政委員会事務局職員が、関係書類の調査や関係人からの聴き取り等の調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 本件請求に係る事実関係

## (1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「基準に関する要綱」という。）第2条第1項には、地域活動協議会（以下「地活協」という。）とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

地活協の設立後、それまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、生野区は、補助金の交付について必要な事項を定めた生野区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定した。なお、生野区では、地活協をまちづくり協議会と呼んでいる。

今回の監査の対象となったA協議会は、B町会、C町会を含む地域振興会（連合振興町会）などの13団体から構成されている。

## (2) 補助金

### ア 補助金交付申請、交付決定

A協議会は、平成28年2月10日、本市に対して生野区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出するとともに、概算払による支払を請求した。

本市は、平成28年4月15日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行うとともに、概算払の必要性を認め、同年5月31日、A協議会に対して補助金1,458,600円を概算払により交付した。

### イ 補助金変更承認申請、決定

平成28年7月4日、A協議会は本市に対して、プールカーニバル事業を追加する生野区地域活動協議会補助金変更承認申請書を提出した。

本市は、上記申請があった変更について承認決定を行い、平成28年7月12日付けでA協議会に対して通知した。

### ウ 実績報告、確定

A協議会は、本市に対して、平成29年3月31日付けで生野区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を1,458,600円と確定して、平成29年4月18日、その旨をA協議会に通知し、同年5月10日、区出納員に対して精算報告を行った。

### エ 実績報告の内容

補助金実績報告書の添付書類である平成28年度地域活動協議会活動補助金決算書及び決算額の内訳一覧には、防犯灯維持管理に係る事業の決算額等が記載されており、その内容は表-1及び表-2のとおりである。

表－1 平成28年度地域活動協議会活動補助金決算書

事業名：防犯灯維持管理

支出

(単位：円)

| 項目  | 決算額<br>(事業費総額) | うち補助金<br>対象額 | 補助金<br>充当額 | 積算      |
|-----|----------------|--------------|------------|---------|
| 電気代 | 504,884        | 504,884      | 483,800    | 平成28年度分 |

表－2 決算額の内訳一覧

(単位：円)

|     | E町会     | G町会    | B町会    | C町会    | H町会    | I町会    | I町会2 | J町会    | F町会    | 合計      |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|---------|
| 4月  | 14,627  | 4,774  | 1,680  | 5,602  | 3,075  | 7,482  |      | 4,309  | 3,096  | 44,645  |
| 5月  | 14,740  | 4,813  | 1,710  | 5,602  | 3,103  | 7,540  |      | 4,400  | 3,120  | 45,028  |
| 6月  | 14,237  | 4,665  | 1,645  | 5,389  | 3,002  | 7,308  |      | 4,270  | 2,910  | 43,426  |
| 7月  | 13,814  | 4,590  | 1,615  | 5,368  | 2,952  | 7,192  |      | 4,204  | 2,864  | 42,599  |
| 8月  | 13,647  | 4,534  | 1,590  | 5,242  | 2,914  | 7,105  |      | 4,155  | 2,831  | 42,018  |
| 9月  | 13,727  | 4,516  | 1,585  | 5,305  | 2,902  | 7,076  |      | 4,139  | 2,819  | 42,069  |
| 10月 | 13,783  |        | 1,590  | 5,347  | 2,914  | 7,105  |      | 4,155  | 2,831  | 37,725  |
| 11月 | 13,839  | 4,552  | 1,595  | 5,347  | 2,926  | 7,134  |      | 4,172  | 2,842  | 42,407  |
| 12月 | 13,894  | 4,571  | 1,605  | 5,432  | 2,939  | 7,163  |      | 4,187  | 2,853  | 42,644  |
| 1月  | 13,950  | 4,589  | 1,610  | 5,453  | 2,951  | 7,192  |      | 4,204  | 2,864  | 42,813  |
| 2月  | 14,117  | 4,645  | 1,635  | 5,432  | 2,989  | 7,279  |      | 4,252  | 2,898  | 43,247  |
| 3月  | 14,341  |        | 1,670  | 5,497  | 3,041  | 7,395  |      | 4,319  |        | 36,263  |
| 計   | 168,716 | 46,249 | 19,530 | 65,016 | 35,708 | 86,971 | 0    | 50,766 | 31,928 | 504,884 |

また、補助金実績報告書の添付書類として提出されたA協議会あての「電気料金領収済のお知らせ」の写しに記載された領収金額は、上記の表－2の金額と一致している。

## 2 監査対象区の陳述

- ・地活協補助金は、おおむね小学校区の範囲で地域の様々な団体により組織された地活協において、それぞれの地域課題に応じた自主的な活動を推進するための財政的支援として創設された制度である。
- ・平成28年度にA協議会に交付された地活協補助金は、平成28年2月10日に年間の事業計画に基づく補助金申請を受け、区においてその内容が法令等に違反していないか、活動の目的、内容等が適正であるかなどの審査を行い、平成28年4月15日付けで1,458,600円の交付決定を行い、平成28年5月31日に概算払により交付した。
- ・また、補助事業の完了に伴い、平成29年3月31日に補助金実績報告書の提出を受け、当区において報告書等の書類と経費に係る領収書等根拠資料の審査を行い、当該補助金が適正に執行されていることを確認の上、平成29年4月18日付けで補助金額の確定、精算処理を

行っている。

- なお、A協議会が実施した防犯灯維持管理費の事業費総額は504,884円で、そのうち483,800円に補助金が充当されている。精算時の確認において、防犯灯電気代に関しては、A協議会宛ての領収書の原本を確認したことによって、区として当該補助金が適正に執行されていると判断した。
- しかしながら、本請求において、A協議会が実施した防犯灯維持管理費の使途に疑義が呈されたことから、交付要綱第10条に基づき、改めて当該補助事業者であるA協議会に対し検査を実施した。
- 本請求によると、A協議会の構成団体であるB町会とC町会が防犯灯電気代84,546円を支払っており、A協議会が受けた補助金は各町会へ分配されておらず、当該補助金が不適切な使用をされているとのことから、A協議会と両町会に対し聴き取りを行い、事務所等に立ち入り、関係資料の検査を行った。
- 現地調査において、地域に出向き、請求のあったB町会及びC町会の会計担当者にそれぞれ聴き取り調査を行うとともに、各町会の通帳、会計帳簿、収支報告書を開示してもらい、内容を確認した。
- まず、防犯灯電気代を両町会で支払っていることを確認するため、通帳を確認した。当該電気代に関しては、両町会ともに、口座引き落としにより支払いをしており、支払金額については両町会の収支報告書に計上されている金額、B町会については、12か月分で19,530円、C町会については、12か月分で65,016円が引き落とされていることを確認した。
- 次に、A協議会から両町会に対して、補助金を支払っているかを確認するため、両町会の収支報告書を確認したところ、両町会とも、収支報告書上にA協議会からの収入の記載はなく、聴き取りも行ったが、両町会とも、A協議会から補助金は受け取っていないとの説明を受けた。
- 最後に、両町会の会計帳簿を確認したが、防犯灯電気代としてA協議会からの収入に関する記載はなかった。
- 以上より、両町会の会計関係書類の確認及び町会担当者への聴き取りにより、A協議会から両町会に防犯灯電気代に相当する補助金の支払いがされていないことを確認した。
- さらに、A協議会の理事長に対しても聴き取りを行ったところ、当該電気代に関しては、各町会より領収書を集め、補助金の精算時には実績の報告をしているが、両町会を含め、他の町会に対しても補助金の支払いはしていないとの説明を受けた。また、A協議会の通帳を確認したところ、平成28年度に受領した補助金に関して、全額通帳から出金されていることは確認できたが、防犯灯維持管理費として各町会あてに支払いをした記録は確認できなかった。
- A協議会の理事長からは、防犯灯維持管理費に係る補助金は他のA協議会の事業に充当していると説明を受けた。
- 今回の調査結果を踏まえ、当区としては、さらなる調査が必要と考え、今後、直ちに、A協議会に対して、防犯灯維持管理費に充当された補助金の使途や、他の補助対象事業についても調査を行い、すべての補助金の使途を明確にした上で、本来の用途に供されていない事実があれば、その充当された補助金について返還を求めることとする。

- ・以上が、本件住民監査請求に係る当区の現時点での調査結果である。
- ・続いて、本結果に基づいた考えについて説明する。
- ・地活協は地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPOなどまちづくりに関するさまざまな市民活動団体が幅広く参画し、民主的に開かれた連合組織である。
- ・調査の結果、この防犯灯維持管理費の負担のあり方については、A協議会が各町会へ十分な説明を行わないまま、また、当事者間で十分な議論を行わないまま処理していたことに起因すると考える。
- ・ただ、現地調査を行った結果、両町会においては適切に町会の会計処理を行っており、地活協補助金が防犯灯維持管理費に充当していることを認識していなかったことから、その点を踏まえると、当区においても地活協補助金の仕組みを地活協の事務局だけではなく、構成団体に十分な説明を行い、浸透させる努力が足りなかったと反省するところである。
- ・また、監査請求のあったA協議会の防犯灯維持管理費に関しては、区として補助金の支出に関する手続きを交付要綱に基づき適正に実施していると考えていたが、今回判明した事実に関しては把握できておらず、その運営状況についても適切な指導が行えていなかったという認識にたつて、改めて適正な支払いに向けて厳に指導を行っていくべきものと考え
- る。
- ・補助金は税金を財源とするものであり、公平性の確保や使途を明らかにすることは重要である。
- ・一方で、地活協は自律して活発的に活動を進め、地域実情に応じた地域活動を自主的に検討し、民主的な話し合いのもとで議事運営などが行われ、地域一体となって運営されるものである。
- ・また、地活協補助金に関して、市会において事務手続きが煩雑で地域の負担が大きくなっているとの指摘を受けており、区長会議で事務負担の軽減について議論されているところである。
- ・当区としても、地活協補助金の適正な執行について、関係部局とも十分に議論をしながら、地域の自律的な運営を阻害せず、そして、地活協のあり方と、公金を取り扱うことの重要性をA協議会に対して、適切に指導を行い、地域住民が主体となったまちづくりに寄与できるよう、区としても必要な支援を行っていくべきと考え

### 3 監査対象区に対する調査

平成29年9月19日に行政委員会事務局職員が、生野区に確認した内容及び生野区から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 補助対象となる防犯灯電気代

交付要綱第2条第1項及び第2項には、補助の対象となる活動及び活動費補助金の対象となる経費が規定されており、防犯灯電気代は、防犯・防災に関する活動及び光熱水費に当たるため、生野区は補助対象として認めている。

#### (2) 補助金額の確定に当たり生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から提出された実績報告書と添付書類の確認を行っている。実績報

告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- ・地域活動協議会活動補助金決算書（事業別）
- ・収支決算書（全体）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業に係る現場写真・ポスター・プログラム
- ・地活協の運営に従事した者の出勤簿等

生野区は、A協議会から提出された事業別の決算書と領収書の写しとの照合を行うとともに、A協議会から提出時に領収書の原本の提示を受け、写しとの照合を行っている。また、提出された補助事業に係る現場写真等により事業の実施について確認している。

生野区はこれらの確認により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

### **(3) 本件請求後に生野区が確認した事項**

本件請求後、生野区はA協議会、B町会及びC町会に対する調査を行っており、以下の内容を確認している。

#### **ア A協議会について**

##### **(ア) 補助金の流れ（資金の動き）**

生野区は、A協議会の通帳の原本により、平成28年度補助金について、平成28年5月31日に本市から交付された補助金1,458,600円がA協議会の銀行口座に入金されたのち、同年6月3日に1,458,600円全額が出金されていることを確認している。この出金について生野区は、A協議会理事長への聴き取りを行い、防犯灯維持管理事業に充当するためではなく、当該事業以外の事業の各会計責任者に分配するために出金したとの説明を受けているが、この時点では具体的な分配状況まで確認はできていなかった。また、生野区は、A協議会から各町会に対する防犯灯電気代に係る補助金の分配についても確認できなかった。

#### **イ B町会及びC町会について**

##### **(ア) 補助金の流れ（資金の動き）**

生野区は、B町会及びC町会が管理する預金口座の通帳原本の取引履歴により、防犯灯電気代が両町会の預金口座から口座引き落としにて支払われていることを確認している。

また、生野区は両町会の収支報告書及び会計帳簿の原本により、A協議会から両町会へ防犯灯電気代に係る入金を確認することはできなかった。

##### **(イ) A協議会から町会への説明**

生野区は、両町会の会計担当者への聴き取りにより、A協議会が防犯灯維持管理事業において防犯灯電気代相当額を補助金として本市から受領していること、また、各町会で支払った防犯灯電気代については、A協議会が受領した補助金から分配されることなどの説明をA協議会から受けていない旨確認している。



#### 4 関係人調査等

平成29年10月10日に行政委員会事務局職員がA協議会及び生野区から説明を受けた内容や確認した内容並びに後日追加で生野区から説明を受けた内容等の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 関係人調査（A協議会に対する調査）

###### ア 補助金の流れ（資金の動き）

A協議会の保有している5つの預金口座の通帳5冊及び作成していた会計帳簿4冊の現物の提示を受け確認した。本市から交付された補助金1,458,600円は、通帳①の預金口座で受領していた。受領した補助金は、下記のとおり、通帳②から⑤の4つの預金口座及び4冊の会計帳簿により管理されている。

■通帳① 本市からの補助金（1,458,600円）受領用<sup>(注)</sup>

■通帳② 658,600円・・・会計帳簿a

■通帳③ 190,000円・・・会計帳簿b

■通帳④ 300,000円・・・会計帳簿c

■通帳⑤ 310,000円・・・会計帳簿d

(注) 通帳①は、補助金の交付を受けている通帳であり、対応する会計帳簿はない。

上記通帳①から⑤への入金状況等は表-3のとおりである。

表-3 各通帳の補助金入金状況等 (単位：円)

|     | H28. 4. 11<br>A協議会理事長<br>からの借入 | H28. 5. 31<br>補助金収入 | H28. 6. 3<br>補助金出金        | H28. 6. 6<br>通帳②⑤に入金 | H28. 6. 27<br>資金移動<br>通帳⑤→③ | 計         |
|-----|--------------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|-----------------------------|-----------|
| 通帳① |                                | 1,458,600           | -1,458,600 <sup>(注)</sup> |                      |                             | 0         |
| 通帳② |                                |                     |                           | 658,600              |                             | 658,600   |
| 通帳③ | 160,000                        |                     |                           |                      | 30,000                      | 190,000   |
| 通帳④ | 300,000                        |                     |                           |                      |                             | 300,000   |
| 通帳⑤ |                                |                     |                           | 340,000              | -30,000                     | 310,000   |
| 計   |                                |                     |                           |                      |                             | 1,458,600 |

(注) 平成28年6月3日出金した補助金1,458,600円のうち460,000円については、平成28年4月11日にA協議会理事長から借り入れた460,000円の返済に充当（会計帳簿dにより確認）

なお、A協議会規約に定められた会計は1名であるが、実際には会計担当者が別途3名おり、合計4名で事業ごとに預金口座を使い分けて、それぞれを分担して、会計帳簿の作成、管理を行っている。

また、A協議会の上記①から⑤の各通帳及び会計帳簿の記載からは、ふれあい喫茶やミニデイサービスなどの各種事業への支出は確認できたものの、防犯灯維持管理事業への支出は確認できなかった。

## イ 防犯灯維持管理事業に係る補助金の使途

A協議会の説明によると、防犯灯維持管理事業に係る補助金を申請、受領し、生野区への実績報告書において当該事業に充当したものとして報告しているものの、実際には当該事業に充当せず、A協議会での他の事業に充当しているとのことであった。このような取扱いをしていることについて、構成団体である各町会への説明が充分であったかは分からないとのことであった。

## (2) 監査対象区に対する調査

本件請求後、生野区が関係者から提出を受けた資料及び生野区がこれらの資料に基づき調査を行った結果を閲覧した。閲覧した結果は以下のとおりであった。

### ア 各事業に対する調査

生野区は、平成28年度のA協議会に対する補助金全体が適正に事業に充当されているかの調査を行い、A協議会の通帳及び会計帳簿において、防犯灯維持管理事業に補助金相当額を充当した記録がないことを確認している。歳末夜警事業の一部及びラジオ体操事業についても、通帳及び会計帳簿において、当該事業に補助金相当額を充当した記録がないことを確認している。これらの点については、行政委員会事務局職員も生野区の確認内容のとおりであることを確認した。

また、生野区は、A協議会が交付を受けた補助金全額を複数の預金口座に分けて入金し、それぞれの口座で補助対象事業及び補助対象外事業に係る経費を執行している状況となっていることを確認しているが、防犯灯維持管理事業や歳末夜警事業及びラジオ体操事業に充当されなかった補助金が、それ以外の事業等にそれぞれいくら充当されたのか具体的に特定することはできなかった。この点については、行政委員会事務局職員が実施した関係人調査（9頁に詳述）においても、正当な充当がされなかった補助金がどのように他の事業に充当されたのかを具体的に特定することはできなかった。

## イ 補助金の交付決定取消及び返還

上記調査結果から生野区は、補助金の当該事業への適正な充当が認められなかった活動費補助金のうち防犯灯維持管理事業分483,800円、歳末夜警事業分12,000円、ラジオ体操事業分3,000円、合計498,800円に加えて、活動費補助金の減額に伴って変更となる運営費補助金の減額分88,000円についての交付決定を平成29年10月19日付けで取り消すとともに、A協議会に対して返還を求めている。また、生野区は、これらに係る加算金の納付についても求める旨をA協議会に対して通知している。

## 5 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明、監査対象区に対する調査及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めたときは、協議会に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され（交付要綱第10条参照）、結果として公金が補助対象となる事業に充当されていない場合で、A協議会が補助対象事業に当該補

助金を充当していないことを知り、又は充当していないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

請求人は、A協議会が本市から交付を受けた平成28年度大阪市生野区地域活動協議会補助金のうち、防犯灯維持管理費84,546円に相当する補助金が各町会に配布されておらず、本市に報告されたとおりの補助金の充当がされていないにもかかわらず、市長が返還請求権を行使しないなど何らの対応もとらないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実当たると主張している。

今回の監査で事実関係を確認したところ、生野区の調査結果にもあるとおり、A協議会の通帳や会計帳簿から、本市が交付した補助金が複数の預金口座に分配され、防犯灯維持管理事業等を除く他の事業等に充当されている実態は確認できたが、防犯灯維持管理費に係る出金の記録は確認できず、A協議会からの聴き取り内容からも、防犯灯維持管理事業に充当しているとして本市に報告された補助金相当額は、当該事業には充当されていないことが判明した。

上記のことから、本市は、A協議会が当該事業に充当していない補助金相当額について、A協議会に対する返還請求権を有していると言える。そのため、生野区は速やかに返還を求めるべきであるが、生野区は、当該事業に係る補助金相当額を含む平成28年度補助金の充当について調査を行い、その結果、事業への適正な充当が認められなかった、監査請求の対象であるB町会及びC町会分を含むすべての防犯灯維持管理事業費に対する補助金額483,800円の返還及びこれに伴って変更される運営費補助金に係る返還を平成29年10月19日付でA協議会に求めており、また、これらに係る加算金の納付についても通知している。加えて、生野区は今回の調査により、同じく適正な充当が認められなかった歳末夜警事業分12,000円、ラジオ体操事業分3,000円についての返還及びこれらに伴って減額される運営費補助金の返還並びに加算金の納付についても同様に通知している。

よって、本市職員等による違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

## 6 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

### (意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。

本件請求に関し、対象とされた平成28年度の活動費補助金である防犯灯維持管理事業のほか歳末夜警事業、ラジオ体操事業に係る補助金及びこれに伴って変更される運営費補助金について、現に返還を求めているということで、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はないと判断したが、平成25年度にA協議会が発足して以降の補助金の執行においても平成28年度

と同様の状況となっていないか確認し、適正な補助金充当がされていない場合は、その額を算定のうえ、返還を求めるなどの措置を講じられたい。

また、A協議会以外の協議会においても、補助金の充当状況に同様の状況がないか生野区は確認されたい。

さらに、本件請求に関し、A協議会に対する調査を行ったところ、A協議会の収支には本市補助金対象となる事業以外の事業に対する支出や利子収入、繰越金などがあるにもかかわらず収支決算書にはそれらの記載がなく、A協議会全体の決算を表すものとなっていないことが判明した。

このほか、生野区からA協議会への平成28年度補助金の入金が入金平成28年5月31日となっていたが、A協議会は、年度当初に各事業に係る資金が必要となることから、A協議会理事長より一部の資金を借入れ、本市からの補助金交付後、理事長に返金している状況が判明した。

生野区は、A協議会に対して適正な決算報告を行うよう指導するとともに、各協議会が資金を必要とする時期までに補助金を交付できる仕組みとなるよう検討されたい。

加えて、本件請求を通じて判明したA協議会の不適切な補助金の執行や決算報告について、根本的な原因は、生野区による確認や指導が不十分なことにありと言えらる。今回の監査請求で、A協議会が本市に提出している平成28年度の実績報告の内容が実態とは大きく異なり、虚偽報告と言わざるを得ないものであることが明らかとなった。生野区は、地活協の自律的な組織運営や会計の透明性の確保が実現するよう、構成団体も含めた地活協に対して公金である補助金を適正に充当することについて強く指導されたい。また、交付要綱に定められた事業完了時に提出される実績報告書とこれに添付する書類では、本件請求で判明したような事態は確認できないと考えられることから、通帳と会計帳簿等の写しの提出や有効な現地調査の方法を検討するほか、日常的なチェックについても、中間支援組織の活用や連携強化を行うことなどにより徹底し、補助金の適正な執行を確保するよう努められたい。

## 【参考（法令等（抜粋））】

### 1 法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 2 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（以下略）

### 3 交付要綱

（補助の対象）

第2条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野（以下、「活動指定分野」という。）は、別表1のとおりとする。

2 活動費補助金における補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

3 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、無報酬で活動に従事する者の労力を考慮する観点から、前項に定める経費の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、これに100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

4 運営費補助金における補助の対象となる事業は別表3のとおりとする。

5 運営費補助金における補助の対象となる経費は別表4のとおりとする。

6 運営費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、活動費補助金の交付額に25%を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とするが、活動費補助金の交付額の25%に相当する額が、50万円に満たない場合は当該額（活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額）以内の額とする。

7 前6項の規定に関わらず、本市の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生野区地域活動協議会補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業計画書

（2）予算書

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区地域活動協議会補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、生野区地域活動協議会補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内(ただし、標準処理期間の最終日が、当該申請にかかる予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日)に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、生野区地域活動協議会補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、生野区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書(様式第7号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(1) 事業開催日、事業実施場所の変更

(2) 交付決定額内で活動費補助金内での予算流用

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る審査その他必要に応じて現地調査等を行い、補助事業変更が適当と認める場合は生野区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書(様式第6号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は生野区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により、それぞれその旨を補助事業者へ通知する。

4 市長は、前項の調査の結果、補助事業変更が不相当であると認めるときは、理由を付して、生野区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（補助事業等の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、生野区地域活動協議会補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）補助金の交付決定額とその精算額
- （2）決算書
- （3）収支決算書
- （4）補助事業の実績・効果が検証できるもの
- （5）経費の支出を確認できる領収書の写し等

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区地域活動協議会補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、生野区地域活動協議会補助金精算書（様式第13号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不適切な会計処理を行ったとき

(2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき

(3) 基準に関する要綱第4条第1項の区長の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して生野区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第3条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

別表1(第2条第1項関係) 区長が指定する活動分野

|                 |
|-----------------|
| ア 防犯・防災に関する活動   |
| イ 子ども・青少年に関する活動 |
| ウ 福祉に関する活動      |
| エ 健康に関する活動      |
| オ 環境に関する活動      |
| カ 文化・スポーツに関する活動 |

地域活動協議会一覧



| 地域活動協議会名      | 指定する活動分野（上記項目から選択） |
|---------------|--------------------|
| 北鶴橋まちづくり協議会   | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 鶴橋ふれあい協議会     | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 御幸森まちづくり協議会   | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 勝山地域まちづくり協議会  | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 東桃谷地域まちづくり協議会 | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 舍利寺まちづくり協議会   | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 西生野まちづくり協議会   | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 生野地区運営委員会     | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 田島まちづくり協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 生野南ふれあい協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 林寺まちづくり協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 中川地域まちづくり協議会  | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 東中川地域まちづくり協議会 | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 小路地域まちづくり協議会  | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 東小路まちづくり協議会   | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 北巽まちづくり協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 巽東まちづくり協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 巽まちづくり協議会     | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |
| 巽南まちづくり協議会    | ア、イ、ウ、エ、オ、カ        |

別表2（第2条第2項関係）活動費補助金の補助対象

| 経費区分  | 内容等  |
|-------|--|
| 報償費   | ・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回20,000円までとする。   |
| 旅費交通費 | ・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等  |
| 消耗品費  | ・文房具等事務用品、啓発にかかる配布物品、景品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。ただし、景品については、社会通念上高額でない範囲とする。<br>・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）<br>・コンピューターソフト、CD、DVD 等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円までとする。）<br>・事業実施に必要な最小限の食材費、材料費等 |
| 食糧費   | ・事業又は事業に直接関係のある会議用、接待用の茶菓・食事代ただし、茶菓子代は1人1回あたり200円までとし、食事代は1人1回あたり700円までとする。アルコール類は補助対象から除く。食事の提供については、長時間の活動の場合のみ  |
| 印刷製本費 | ・パンフレット等の印刷経費等   |

|          |  |
|----------|--|
| 光熱水費     | ・事業に直接関係のある部分  |
| 備品修繕料    | ・備品等の修繕費用等   |
| 通信運搬費    | ・郵便料   |
| 保険料      | ・各種保険料   |
| 手数料      | ・手数料等  |
| 委託料      | ・事業実施に伴う委託料。（事業全部の委託に係る経費は対象外）                                   |
| 使用料及び賃借料 | ・事業実施に伴う会場借り上げ経費等  |
| 備品購入費    | ・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められること。（50,000円以上） |
| 図書購入費    | ・書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円を超える図書等購入経費等）                       |
| 会費       | ・事業実施に必要な講習会等の参加費  |
| その他      | ・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。                                    |

（第2条第2項関係）対象とならない経費

| 経費区分 | 内容等   |
|------|---|
| 食糧費  | ・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分。<br>・食事代のうち、1人1回あたり700円を超える部分。<br>・アルコール類 |
| 消耗品費 | ・啓発を伴わない配布物品  |

別表3（第2条第4項関係）

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 各種会議の運営事務                 | ・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務（ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。）  |
| 活動の実質的な実施主体間の調整事務         | ・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整<br>・他地域の地域活動協議会との連絡調整<br>・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整  |
| 地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約 | ・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付<br>・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示  |
| その他庶務                     | ・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務<br>・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理<br>・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること）<br>・地域住民が集まる場（集会所、憩の家等）の管理<br>・その他庶務的業務（予算書、決算書などの書類作成その他） |

別表4（第2条第5項関係）運営費補助金の補助対象

| 経費区分 | 内容等                           |
|------|-------------------------------|
| 報酬   | ・事務員への報酬のうち、1人1時間あたり大阪府最低賃金以内 |

|          |   |
|----------|---|
|          | の経費。(雇用、有償ボランティア等形態は問わない)   |
| 報償費      | ・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回 20,000 円までとする。  |
| 旅費交通費    | ・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等   |
| 消耗品費     | ・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍(雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000 円未満の図書)等購入経費等。<br>・個々は消耗品に属する物の集合体(セットもの)<br>・コンピューターソフト、CD、DVD 等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの(ただし、50,000 円までとする。)<br>・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの(立看板など) |
| 食糧費      | ・会議用、接待用の茶菓 ただし、1人1回あたり 200 円までとし、アルコール類は補助対象から除く。  |
| 印刷製本費    | ・会議用文書、地域内新聞等の印刷経費等   |
| 光熱水費     | ・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等   |
| 備品修繕料    | ・備品等の修繕費用等  |
| 通信運搬費    | ・郵便料、電話代、プロバイダ経費  |
| 手数料      | ・不動産登記手数料等(手数料)   |
| 委託料      | ・委託料  |
| 使用料及び賃借料 | ・事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費  |
| 備品購入費    | ・電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等。(50,000 円以上)  |
| 図書購入費    | ・書籍(雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000 円以上の図書)等購入経費等  |
| 会費       | ・講習会等の参加会費  |

(第2条第5項関係) 対象とならない経費

| 経費区分 | 内容等  |
|------|--|
| 報酬   | ・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの<br>・1人1時間あたり大阪府最低賃金/人・時間を超える部分の報酬 |
| 食糧費  | ・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分及び食事代<br>・アルコール類                  |